

公立大学法人宮崎県立看護大学大学院研究科教員資格審査特例基準

(趣旨)

第1条 この特例基準は、当分の間、研究科の教員の資格審査につき、公立大学法人宮崎県立大学大学院研究科教員資格審査基準（以下「資格審査基準」という。）の附則第3項の規定により、特例を設けることについて規定するものとする。

(博士前期課程の研究指導教員の特例)

第2条 博士前期課程の研究指導教員の資格審査については、資格審査基準第2条第2号アの規定にかかわらず、博士の学位とあるものは修士の学位とする。

(博士前期課程の研究指導補助教員の特例)

第3条 博士前期課程の研究指導補助教員の資格審査については、資格審査基準第3条第2号ア及びウの規定にかかわらず、博士の学位とあるものは修士の学位とし、2人以上の学生とあるものは1人以上の学生とする。

附 則

この特例基準は、平成29年4月1日から施行する。